

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		都市計画事業の受益者負担金の徴収（公共下水道事業）
根拠法令(例規)及び条項		都市計画法第 75 条第 1 項
法 令（例 規）番 号		昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号
関 係 条 項		美唄市下水道事業受益者負担金条例第 7 条
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
処 分 基 準	基 準	【都市計画法】 (受益者負担金) 第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。 2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。 3 前二項の規定による受益者負担金（以下この条において「負担金」という。）を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村（以下この条において「国等」という。）は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。 4 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。 5 第三項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 6 延滞金は、負担金に先だつものとする。 7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、五年間行なわれないときは、時効により消滅する。 【美唄市下水道事業受益者負担金条例】 (負担金の賦課及び徴収) 第 7 条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあつた賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第 5 条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。 [第 5 条]

		2 負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して 5 年を経過した日以後においては、することができない。 3 市長は、第 1 項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。 4 負担金は、4 年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときはこの限りでない。
	処分基準の未設定理由	㉞：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備	考	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		特定施設の設置計画の廃止命令等
根拠法令(例規)及び条項		下水道法第 12 条の 5
法 令 (例 規) 番 号		昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ④：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		補償金の原因者に対する負担命令
根拠法令(例規)及び条項		下水道法第 38 条第 6 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号
関 係 条 項		下水道法第 38 条第 2 項、第 4 項、第 6 項
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
処 分 基 準	基 準	公共下水道管理者は、公益上やむを得ない必要により下水道法第 3 8 条第 2 項の規定による処分又は命令が行われたことによって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償した場合において、補償の原因とった損失が第 2 項第 3 号による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		下水の排除の停止命令等
根拠法令(例規)及び条項		下水道法第 37 条の 2
法 令 (例 規) 番 号		昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ④：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		改築工事原因者への費用負担命令
根拠法令(例規)及び条項		下水道法第 19 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ④：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		許可等の取消し、工事中止命令等
根拠法令(例規)及び条項		下水道法第 38 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ④：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		許可等の取消し、工事中止命令等
根拠法令(例規)及び条項		下水道法第 38 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ④：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		施設損傷者への工事費用負担命令
根拠法令(例規)及び条項		下水道法第 18 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
処 分 基 準	基 準	
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ④：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		負担金の督促
根拠法令(例規)及び条項		都市計画法第 75 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号
関 係 条 項		美唄市下水道事業受益者負担金条例 第 11 条第 2 項
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
処 分 基 準	基 準	【都市計画法】 (受益者負担金) 第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。 2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。 3 前二項の規定による受益者負担金（以下この条において「負担金」という。）を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村（以下この条において「国等」という。）は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。 4 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。 5 第三項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 6 延滞金は、負担金に先だつものとする。 7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、五年間行なわれないときは、時効により消滅する。 【美唄市下水道事業受益者負担金条例】 (延滞金の徴収、滞納処分等) 第 11 条 市長は、受益者が負担金を納期限までに納付しないときは、当該負担金に、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収するものとする。 2 負担金に係る督促、延滞金の徴収、滞納処分等については、市税の例に

		よる。 3 市長は、受益者が納期限までに負担金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めたときは、第1項の延滞金を減免することができる。
	処分基準の未設定理由	⑦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備	考	